

# (5)その他

## 水道事業者等によるPFOS及びPFOA 対応マニュアルについて

---

# 水道におけるPFOS及びPFOAの検出状況について

- 水道事業及び水道用水供給事業について、令和2年度から令和7年8月末までに、PFOS及びPFOAの暫定目標値（50ng/L,令和8年4月より水質基準として施行）を超過したのは、水質検査実績があると回答した3,201事業のうち、19事業（令和6年度調査：14事業）。
- そのうち、最新の水質検査結果では、18事業が対策実施済で暫定目標値を下回っており、残り1事業については、応急的な対応が実施されており、令和7年度中に対策が実施される予定。
- 専用水道については、PFOS及びPFOAの暫定目標値を超過したのは、水質検査実績があると回答した4,353のうち、59であり（令和6年度調査：42）、55が対策又は応急的対応が実施されており、残りの4においては、令和7年度中に対策が実施される予定。
- 水質検査未実施者に対して、早急な水質検査の実施を要請（令和7年12月事務連絡発出）。

表1 水質検査の実施状況（水道事業及び水道用水供給事業）

	事業数		検査実績			
	全量受水	有 <sup>※1</sup>	無			
			超過実績有 <sup>※2</sup>	全量受水		
上水道事業	1,285	146	1,253	17	32	30
水道用水供給事業	83	2	83	0	0	0
簡易水道事業	2,182	33	1,866	2	317	16
合計 <sup>※3</sup>	3,550 (3,755)	181	3,201 (2,227)	19 (14)	349 (1,368)	46

※1 令和2年4月から令和7年8月末までの間に水質検査を実施した場合、「有」として計上。

※2 令和2年4月から令和7年8月末までの間に暫定目標値を超過した実績がある場合、「有」として計上。

※3 括弧内の数字は、令和6年12月公表時のデータ。

表2 水質検査の実施状況（専用水道<sup>※1</sup>）

	設置者数	検査実績有 <sup>※2</sup>	
		超過実績有 <sup>※3</sup>	
専用水道 <sup>※3</sup>	8,056 (8,177)	4,353 (1,929)	59 (42)

※1 水道法第3条第6項に規定する寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道  
その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、一定の要件に該当するもの。

※2 令和2年4月から令和7年8月末までの間に水質検査を実施した場合、「有」として計上。

※3 令和2年4月から令和7年8月末までの間に暫定目標値を超過した実績がある場合、「有」として計上。

※4 括弧内の数字は、令和6年12月公表時のデータ。

- 令和6年9月30日水道の諸課題に係る有識者検討会において「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について（案）」を検討。
- 水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合等に水道事業者等が取ったこれまでの対応事例について「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」（水道におけるPFOS/PFOA対応事例集）として取りまとめて11月29日公表
- 水道事業者等の規模（大規模・中規模・小規模）に分けて合計12事例を紹介

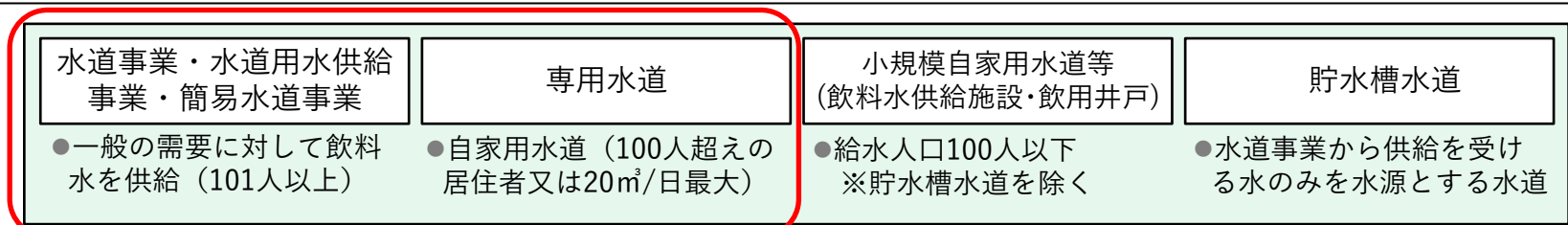
## 応急的対応

水質検査の強化による 検出状況の把握	既存の他の水源からの取 水への切替等	既存の浄水処理施設の 浄水処理の強化	住民への周知、 飲用制限措置等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道原水、浄水場出口、給水栓で水質検査を実施し、状況を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●濃度の高い水源からの取水を停止し、他の水源からの取水に切替</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●粉末活性炭の投入</li> <li>●粒状活性炭の交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●HP掲載やマスコミへの情報提供</li> <li>●地域の自治会長等へ説明</li> </ul> <span style="float: right;">等</span>

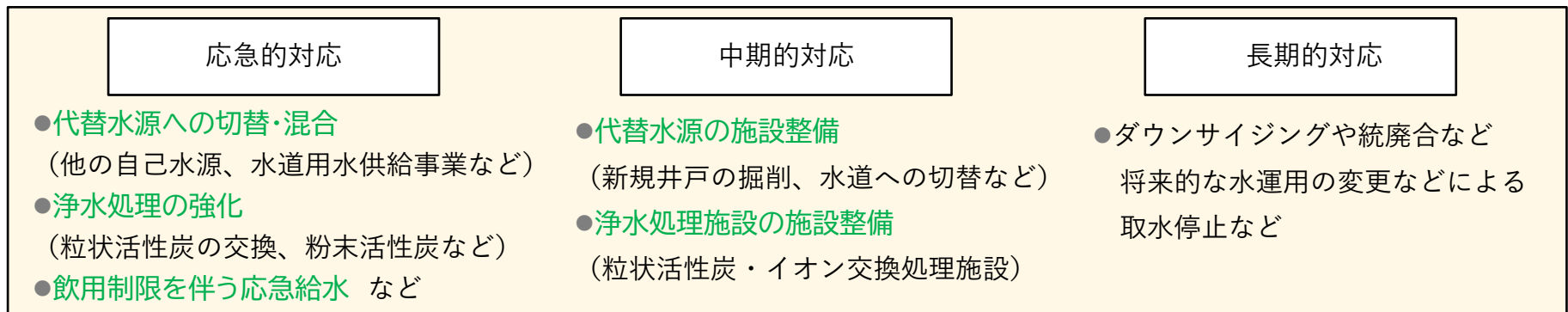
## 中期的対応

定期的な水質検査の 継続による把握	新たな水道水源への 切替等	施設整備を伴う 浄水処理の強化	住民への周知、 環境部局との連携等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質検査を継続的に実施し水質を監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな井戸の掘削</li> <li>●他系統との連絡管の整備</li> <li>●水道用水供給事業から受水するための施設整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浄水処理フローを変更し、粒状活性炭による処理を実施</li> <li>●高機能な粒状活性炭の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査結果や対応のHP掲載</li> <li>●関係部局（環境部・保健所等）による連絡調整会議の設置・開催</li> </ul> <span style="float: right;">等</span>

- 昨年度、水道水において暫定目標値である50ng/Lを超過する事例が複数確認されたことから、「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」（水道におけるPFOS/PFOA対応事例集）を策定。
- 令和8年4月1日より、PFOS及びPFOAが水質基準項目に追加され、水質検査及び基準値の遵守が義務付けられることを踏まえ、上述の水道におけるPFOS/PFOA対応事例集を基に、水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアルを策定。
- 水道事業、水道用水供給事業、専用水道など、全ての水道ごとに対応方法を記載。
- フロー図や参考資料を多く盛り込み、全ての水道において、基本的な対応方法を分かりやすく記載。

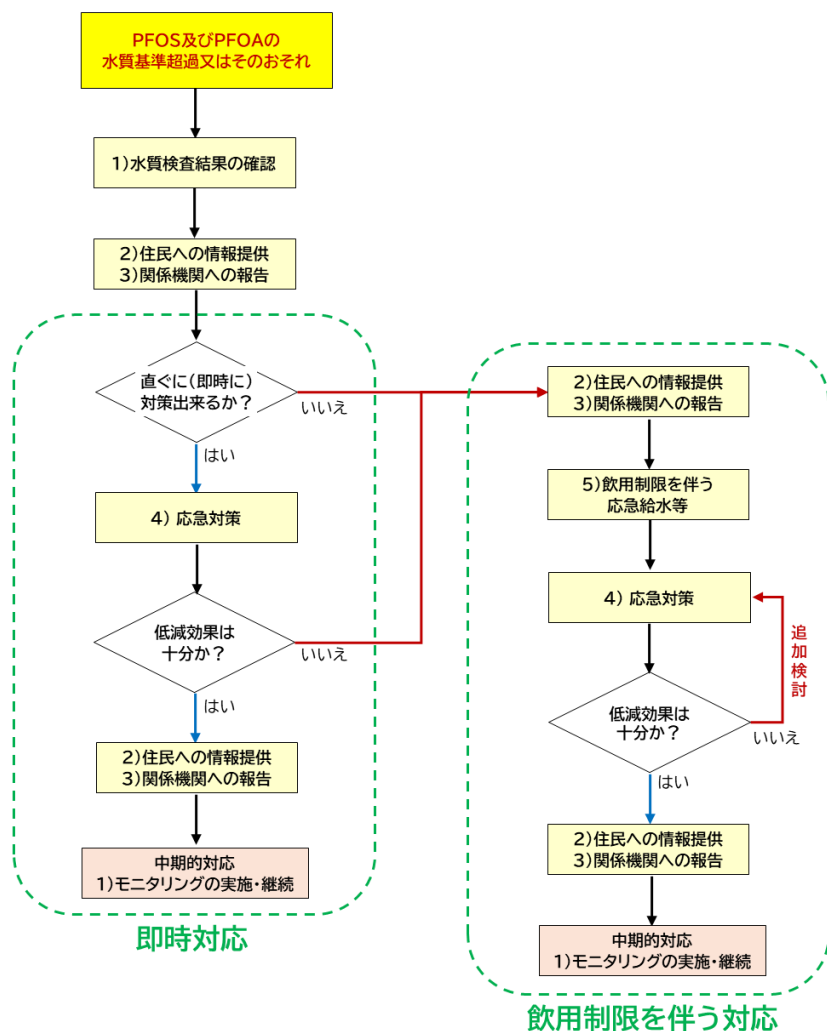


水道法に基づく水質検査及び基準値の遵守の義務



## (抜粋)水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業

### 応急的対応フロー



応急的対応 (早急な住民のばく露防止)

### 【応急的対応】

早急な住民のばく露防止を目的

- 1) 水質検査結果の確認
  - ・採水地点など誤りの有無を確認
  - ・確認のため直ちの再検査
- 2) 住民への情報提供
  - ・事案発生時の情報提供
  - ・飲用制限の要請・解除
  - ・水質検査結果・対応状況など
- 3) 関係機関への報告
  - ・所管（地整・都道府県）への報告
  - ・環境部局への情報提供（周辺の飲用井戸等への対応など）
- 4) 応急対策
  - ・水源の切替・混合による希釈（他の自己水源、隣接の給水系統、水道用水供給事業など）
  - ・粒状活性炭の交換、粉末活性炭の投入 など
  - ・仮設の浄水処理施設など
- 5) 飲用制限を伴う応急給水等
  - ・給水車など